

問 8：固定資産税の申告の対象とならない資産にはどのようなものがありますか。

⇒答：以下のようなものは申告の対象となりません。

- ① 自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの
- ② ソフトウェア、水利権等の無形減価償却資産
- ③ 耐用年数が1年末満又は取得価額が10万円未満の資産のうち、税務署への確定申告で一時に損金算入しているもの
- ④ 取得価額が20万円未満の資産のうち確定申告で3年間で一括償却しているもの
- ⑤ 興行用や観賞用ではない生物や果樹など

問 9：耐用年数を経過し、減価償却の終わった資産も申告が必要ですか。

⇒答：国税（法人税、所得税）の場合は1円まで償却できますが、固定資産税（償却資産）は取得価額の5%が評価額（※）の最低限度額として残ります。そのため、農業用として所有している限り、償却資産として申告が必要です。（問13も参照ください。）

※ 評価額は資産の取得年、取得価格、耐用年数により毎年算出します。

問 10：耐用年数がわからない場合はどうすればいいですか。

⇒答：「法定耐用年数」が財務省令（減価償却資産の耐用年数等に関する省令）で定められていますので、法令検索サイト <https://elaws.e-gov.go.jp> などでご確認ください。

問 11：共有の資産はどのように申告したらよいですか。

⇒答：償却資産を共有している場合は、共有者全員の連名で申告してください。

問 12：レンタルやリースしている資産は誰が申告するのですか。

⇒答：レンタルやリースしている資産については、貸主（リース会社等）が申告します。

問 13：固定資産税（償却資産）がかからない場合があるようですが、どのような場合ですか。

⇒答：市内において所有する償却資産の「課税標準額（※）」の合計が150万円未満の場合は課税されません。ただし、その場合でも償却資産の申告は必要です。

※ 課税標準額は評価額や特例率等により算出します。